

北広島市総合教育会議議事録

会議名	平成27年度 第1回 北広島市総合教育会議
日時	平成27年5月29日（金）15時
場所	北広島市役所本庁舎2階会議室
出席者	<p>上野正三（北広島市長） 松本 懿（北広島市教育委員会委員長） 石井雅恵（北広島市教育委員会委員） 佐藤元治（北広島市教育委員会委員） 大山秀之（北広島市教育委員会委員） 吉田孝志（北広島市教育委員会教育長）</p>
事務局	<p>中屋直（企画財政部長） 川村裕樹（企画財政部政策推進室長） 高嶋真一（企画財政部政策推進室企画課主査） 水口真（教育部長） 櫻井芳信（教育部次長） 鹿野秀一（教育部次長） 河合一（教育部教育総務課主査） 花田秀樹（教育部教育総務課主査） 熊谷友美子（教育部教育総務課主任）</p>
議事日程	<p>第1）市長挨拶 第2）教育委員会委員長挨拶 第3）協議・調整事項 ①北広島市総合教育会議の運営に関する要綱（案）について ②総合教育会議の概要について ③教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について ④今後の総合教育会議の開催について 第4）その他</p>

川村政策推進室長

皆さんこんにちは。

定刻でございますので、ただいまから平成 27 年第 1 回の北広島市総合教育会議を開催いたします。私、企画財政部次長兼政策推進室長をしております川村裕樹と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。会議の議事進行につきましては、現在のところ議長が不在でありますので、議長が決まるまでの間、私が進行を務めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ありがとうございます。それでは議長が決まるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。本日は、第 1 回目の総合教育会議でございますので、総合教育会議の構成員の皆様、事務局の職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介の順番につきましては、会議次第にあります出席者の順番でお願いしたいと思います。

それでは、上野市長をお願いいたします。

全 員

(市長、教育委員、事務局職員、各自それぞれ自己紹介する)

川村政策推進室長

ありがとうございました。

それでは会議次第に沿って議事を進行させていただきます。

◎日程第 1 市長挨拶

川村政策推進室長

初めに日程第 1、市長から挨拶をお願いいたします。

上 野 市 長

改めまして、お忙しい中、ありがとうございます。

教育委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から本市の教育の充実発展のために、ご尽力をいただいておりますことを心より感謝を申し上げます。

現在、わが国を取り巻く環境につきましては、世界に先駆けて人口減少、超高齢化社会を迎えておりまして、さらに若者の東京一極集中など、地方の創生が叫ばれているところであります。

北広島市の人口につきましては、平成 19 年度がピークでありまして、19 年度末は 6 万 1,199 人でありました。現在、平成 27 年度 3 月末現在は 5 万 9,525 人となっております。人口減少となっているところであります。

このままの人口で推計をいたしますと、平成 52 年には 4 万 6,784 人というふうに推計をされております。また、出生数につきましても高齢化が進むこととなりまして、高齢化の率は平成 19 年は 18.2%でありましたけれども、52 年には 44%になると推計がされているところであります。

このような状況の中で、若年層を中心とした定住人口の増加に向けた取り組みを

重点的課題と位置付けておりまして、ファーストマイホーム支援制度、また、お試し移住など、さまざまな取り組みを行っているところであります。

平成26年度につきましては、5年ぶりに転入が転出を上回ったということでありまして、少しずつではありますけれども、効果が現れてきているのではないかなというふうに思っているところであります。

また、若い世代が希望どおり結婚や子育てが出来るよう、子育て支援の充実にも力を入れているところであります。平成27年度からの拡大事業といたしまして、子ども医療費の助成事業において助成の対象を小学校の就学前でありましたけれども、小学校6年生までに拡大をいたしました。また、認定子ども園の整備、学童クラブの増設や開所時間の延長など保育環境の充実にも力を入れてきているところであります。

現在、地方自治体では地域の特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定すべく作業に着手しているところであります。

北広島市におきましても作業の真っ最中でありまして、4月22日に第1回本部会議を開催いたしまして、現在、若手職員によりますワーキンググループによる話し合いが行われておりまして、今後、若手職員の柔軟な発想により、斬新なアイデアが上がって来るものと期待をしているところであります。

そして、地方が創生するためのキーワードにつきましては、人であり、人づくりを担う教育行政はまさに市政の根底をなすものであると考えているところであります。これまでも教育施策の充実には力を入れているところでありますが、今回の法の改正により総合教育会議という新たな枠組みが設置され、これまで以上に教育委員会と市が連携、協力をし、そして議論を行い、よりよい教育行政につなげていければというふうに考えているところであります。

本日は、第1回の総合教育会議を開催させていただきましたが、別紙の次第にありますとおり総合教育会議の運営、教育の大綱などについて協議を行う予定でありますので、皆様との活発な協議により実りの多い会議にしていきたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

簡単でありますけれども、挨拶にさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

◎日程第2 教育委員会委員長挨拶

川村政策推進室長

続きまして、日程第2、教育委員会の松本委員長からご挨拶をお願いいたします。

松本委員長

市長には、教育委員会の諸活動に対しまして、適切にご理解とご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

私ども、教育委員は児童生徒の教育ですとか、あるいはまちづくりに関するそれぞれの経験や思いをベースにしながら、事務局の協力をいただいて、勉強会などを通じまして北広島市の教育行政の充実発展に向けた検討を重ねてきております。

このたびの総合教育会議の開催ということで、市長と直接、意見の交換を行っていくことで、本市教育のさらなる発展に結び付けばということを目指しているところでございます。

加えまして、できるだけ自由闊達なやりとりの中から教育委員会所管のことだけではなくて、子育てですとか教育、あるいはまちづくり全般にかかわる、いわゆる総合行政の充実にも資する機会になればというふうなことを考えているところでございます。

以上、一言申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第3 協議・調整事項について

川村政策推進室長

松本委員長、ありがとうございました。

続きまして日程第3、協議・調整事項についてであります。 (1) 北広島市総合教育会議の運営に関する要綱案につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

櫻井教育部次長

それでは、北広島市総合教育会議の運営に関する要綱につきまして、私の方からご説明したいと思います。着席したままで発言させていただきたいと思っております。

お手元に要綱案があるかと思うのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の第9項に基づきまして、総合教育会議の運営に対し、必要な事項を協議していただくため、資料1のとおり北広島市総合教育会議の運営に関する要綱をご用意しておりますので、その内容について、ご説明をいたします。

本要綱案は、第1条の趣旨にありますとおり、総合教育会議の運営に関し、必要な事項を定めるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の総合教育会議に関する規定の確認規定の条文のほか、運営に関する規定として第4条第1項として、総合教育会議は市長が招集し、あわせて議長となること。第7条第2項として、総合教育会議の議事録公表の方法。第9条として総合教育会議の事務局として総括を企画財政部政策推進室企画課が行い、運営を教育委員会事務局教育総務課において処理するものと定めています。

それと、本総合教育会議における協議、調整の上、本日、平成27年5月29日から施行となることを規定しているものであります。

今、ご説明しました条文につきましては、法の確認規定という意味を含めた内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上が要綱の内容であります。

川村政策推進室長

ただいま事務局からご説明いたしました要綱案につきまして協議を行っていただきたいと思っております。本要綱案に基づき、以降の総合教育会議を運営するというところであります。

何かご意見等ございますでしょうか。

はい。お願いします

大 山 委 員

要綱の第3条で総合教育会議は市長及び教育委員会をもって構成するとなっておりますが、学識経験者等を構成員に加えることは可能なのでしょうか。

川村政策推進室長

はい。事務局からお答えさせていただきます。

櫻井教育部次長

学識経験者につきましては、毎回、同じ学識経験者を呼ぶことは可能ではありませんけれども、構成員としてはあくまでも、法の定めるとおり首長と教育委員会ということになっていきますので、構成員となることはできないというふうになっております。

川村政策推進室長

ほかに何かございますでしょうか。

ご意見等がなければ、本要綱案に基づきまして以降の総合教育会議を運営していくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。

それでは、以降の総合教育会議につきましては、本要綱に基づき運営を行うことといたします。

ただいまご承認いただきました北広島市総合教育会議の運営に関する要綱第4条第1項で市長が総合教育会議の議長となりますので、以降の進行を市長でお願いしたいと思います。

市長、よろしくお願いいたします。

上 野 市 長

それでは、今日の総合教育会議の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして日程第3、協議・調整事項の(2)総合教育会議の概要について協議をさせていただきます。

事務局から説明を願います。

櫻井教育部次長

はい。私の方からご説明をしたいと思います。

総合教育会議の概要につきましては、今までも庁議ですとか、教育委員会などでご説明をしてきたところでもありますけれども、この総合教育会議を円滑に進めるために、改めまして概要の方をご説明させていただきたいと思います。

なお、説明にあたりまして法第何条と申し上げる場合につきましては、地方教育行政の組織の運営に関する法律を指すということをご了承いただければと思います。その条文につきましては、参考資料としてお手元に配布させていただいていま

す。

では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年4月1日から新制度へ移行となりましたが、新制度よりすべての地方公共団体に総合教育会議が設置されることとなりました。お手元の資料の2の8ページをご覧ください。その資料の朱書きになっている部分についてはポイントとなるということで、お示しをしているところであります。

初めに、総合教育会議の新設の趣旨でありますけれども、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることになります。

次に、会議の位置付けについてであります。総合教育会議は首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり地方自治法上の附属機関には当たりません。首長及び教育委員会は総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなるものであります。

次に、総合教育会議の構成員は、首長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての教育委員が出席することが基本でありますけれども、緊急の場合には首長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であります。また、緊急の場合に教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で教育長が調整や決定を行うことが可能であると考えられますけれども、そうでない場合につきましては、総合教育会議においては、一旦、態度を保留して教育委員会において再度検討した上で、改めて首長と協議・調整を行うことが必要というふうに考えております。

次に、会議の招集についてであります。総合教育会議は首長が招集するものであります。教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能であり、政策の実現に予算等の権限を有する首長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができるものとなっております。

次に、総合教育会議における協議・調整についてでありますけれども、法第1条の4第1項における調整というふう書かれていますが、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図ることを意味しております。

続きまして、協議についてですが、協議とは調整を要しない場合も含めまして、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものであります。

なお、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項につきましては、協議題とするべきではないとされていますけれども、教科書採択の方針ですとか教職員の人事の基準については、予算等の首長の権限に関わらない事項でもありますから、調整の対象にはならない

ものの、協議することは可能ということになっております。

次に、会議における会議調整事項として、後ほどご説明をいたします大綱の策定に関する協議以外の具体的な例につきましては、資料の記載事項が想定されると考えておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。

裏面になりますけれども、裏面2ページになります。

協議・調整した結果の尊重義務についてであります。総合教育会議において調整が行われた場合とは、首長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意した事項については互いにその結果を尊重しなければならないものであります。

なお、調整のついていない事項の執行については、執行権限に基づきまして、教育委員会及び首長、それぞれが判断するというようになっております。

次に、総合教育会議の公開と議事録の作成及び公表についてであります。総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力のもとで教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであります。

一方で、会議を非公開とする場合は、たとえば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定など、意思決定前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されているところです。

なお、議事録の公開方法は先ほどの運営要綱のとおり市のホームページで公開することを考えているところであります。

次に、その他でありますけれども、会議の事務局、総合教育会議における意見聴取者等について、資料に記載のとおりのお考えになっておりますので、ご覧いただければと思います。

以上が、総合教育会議の概要となります。

上 野 市 長

ただいま、事務局の方から総合教育会議の概要について説明がありました。

協議を行いたいと思いますが、何かご意見等がございましたら発言をお願いしたいと思いますが。

ご意見等がなければ、先ほど事務局の方から説明があった総合教育会議の概要を踏まえ、今後の総合教育会議の運営にあたり、留意をしていくこととしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

はい。そのようにさせていただきます。

以降の総合教育会議の運営にあたりまして、今、事務局が言ったことに対して留意をしていくことといたします。

続きまして、日程第3、協議・調整事項の(3)、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、協議をさせていただきます。

事務局から説明願います。

はい。では、私の方からご説明申し上げます。

教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について。

資料3と資料4に沿って、ご説明いたしたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年4月1日から新制度へと移行となりましたけども、新制度より、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

まず、資料3をご覧くださいだければと思います。

大綱を首長が定めることの趣旨といたしましては、首長は民意を代表する立場であるとともに教育行政においては大学及び市立学校所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興など一般行政との密接な連携が必要になっているところでもあります。このことから、首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向の一層の反映と地方公共団体における教育・学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが期待されているところでもあります。

そして首長は大綱を定め、またはこれを変更しようとする時は、あらかじめ総合教育会議において協議するものとされておりまして、あわせて遅滞なく公表するものというふうになっております。

また、大綱が対象とする期間についてですが、法律では特に定められてはおりませんが、首長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているものというふうに考えております。

なお、大綱は首長が定めるものとされておりますけども、この首長の大綱策定権限は教育委員会の権限に属する事務の管理、保護権を首長に与えられたものというふうにはなっておりません。教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において管理し、執行すべきものであり、法第1条の3第4項は、この旨を確認的に改めて否定をしているところでもあります。

大綱は教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることにされており、このことは、教育行政は国と地方との適切な役割分担のもとに行われることが望ましいことから、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌することとしたものであります。

具体的な内容としましては、国の第2期教育振興基本計画における主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が策定の際に参酌すべき主たる対象となるというふうに考えております。また、参酌という意味については、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえまして、首長は地域の実情に応じて大綱を策定するものと解されているところでもあります。

次に、大綱の記載事項についてですが、大綱は地方公共団体の教育・学術及び文

化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものでありますけれども、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定子ども園を通じた幼児教育、保育の充実、それと予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられるというふうに思っております。

法律上、大綱とは教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策を記載するものであると規定されていることから、教育のほか学術・文化・スポーツも大綱の対象となりますが、大綱は地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも、網羅的に記載される必要はないというふうに考えております。

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に係る事項に定めることが中心となると想定されますが、首長の権限にかかわらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事の基準等についても教育委員会が適切と判断をして、首長が大綱に記載することも、その場合は可能となります。

なお、全国学力学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により市町村教育委員会はそれぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされているところであります。

このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表につきましては、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載しても良いと判断した場合には、大綱に記載することもあり得るものというふうに考えられます。

また、首長は教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載しても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないというふうに考えております。

法第 21 条に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については教育委員会があくまで判断することとなります。

なお、教育長及び教育委員には、法第 11 条第 8 項より第 12 条第 1 項において、大綱に即した教育行政を行うよう訓示的に規定されておりますけれども、調整がついていない事項についてまで大綱に即して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならぬものではありません。

続きまして、大綱の法律上の効果でありますけれども、首長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には法第 1 条の 4 第 8 項により、首長及び教育委員会の双方に尊重義務に係ることになります。その結果、首長と教育委員会は策定した大綱のもと、それぞれの事務を管理、執行していくことになり、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確にされることとなります。

他方で、尊重義務とは、その方向に向けて努力するというものであり、会議で調整した方針に基づいて、事務執行を行った結果、大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこととされているところであります。

続きまして、教育振興基本計画と大綱の関係でありますけれども、教育基本法では地方公共団体は国の計画を参酌をし、その地域の実情に応じて当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないというふうに規定をされております。

この地方公共団体が定める計画と大綱との関係につきましては、文科省の通知では、地方公共団体において教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられますことから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整をし、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないというふうに規定をされているところであります。

それでは、A3の資料4をご覧くださいと思います。

北広島市教育基本計画は、国の責任で行う事項、基本計画策定後に開始された国の施策を除き、国の教育振興基本計画の基本的方向を参酌したものとなっております。

このことから、本市における大綱の策定及び取り扱いにつきましては、昨年11月10日に開催された教育委員会において平成23年3月策定の北広島市教育基本計画2011～2020までを総合教育会議における協議の上で大綱に代えることが可能である旨、事務局より説明を行っているところであります。

さらに昨年11月18日に開催をされました庁議におきまして、教育委員会制度の見直し方針として当面の間は、北広島市教育基本計画を大綱として位置付けることを総合教育会議において協議の上、決定することも確認されているところであります。

一方で、新たな首長が就任をし、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に即して当該計画を変更することが望ましいというふうに解されているところであります。

以上が、長い説明でありましたが、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についてであります。

上 野 市 長

ただいま事務局の方から、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についての説明がありましたけれども、協議を行いたいと思いますが、何かご意見等がありましたら発言を願いたいと思いますが。

ご意見がなければ、私の方からちょっと提案させていただきたいと思っております。

本市の教育基本計画は、国の教育振興基本計画の基本的な方向を参酌しており、

文部科学省からは首長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないと通知されているところであります。

このことを踏まえて、先ほど、事務局の説明にもありましたとおり、教育委員会及び庁議において、大綱の策定と取り扱いについて説明を行っているところであります。

私を含め教育委員の皆様も、本市の教育基本計画の内容は熟知をしていると思われるところであります。平成23年3月策定の北広島市教育基本計画2011～2020年を大綱に代えることとして、新たに大綱を追加すべき事案がある場合には、次回以降の総合教育会議の中で協議をしていくこととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

はい。ありがとうございます。なしということでありますので、認定第3、協議・調整事項の(3) 教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱については、北広島市教育基本計画2011～2020をもって大綱に代えることと決定をさせていただきます。

続きまして、日程第3、協議・調整事項の(4)であります。

今後の総合教育会議の開催について協議をさせていただきます。事務局の説明を願います。

櫻井教育部次長

それでは、今後の総合教育会議の開催についてご説明申し上げたいと思います。

総合教育会議は首長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは緊急事態が生じた時に随時開催するものでありますが、教育を行うための諸条件の整備その他教育・学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議・調整として予算編成の方針決定の前に開催することが妥当でないかと事務局としては考えております。

構成員の皆様の協議・調整をお願いしたいと思います。

上野市長

事務局から説明がありましたが、今後の総合教育会議の開催についてでありますけれども、協議を行いたいと思います。

事務局の説明に対して何かご意見等がありましたら、発言を願いたいと思います。

松本委員長

具体的には、次回開催はいつ頃ですか。

櫻井教育部次長

はい。先ほど言いました予算編成方針決定前となりますと、9月または10月頃という形になるかというふうに事務局としては想定しているところです。

上野市長

そのほか、何かご意見ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

ないということであります。今、事務局が申しましたとおり、次回の総合教育会議につきましては、9月または10月に開催する方向で調整したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

はい。そのようにさせていただきます。

◎日程第4 その他

上野市長

続きまして、日程第4、その他でありますけれども、事務局の方からは何かないですか。

櫻井教育部次長

特にありません。

上野市長

特にないということではありますが、本日は第1回の総合教育会議ということでもありますので、教育委員の皆様と意見交換をさせていただければというふうに考えております。

本日、皆様にご協議をいただき、平成23年3月に策定をした北広島市教育基本計画2011～2020を北広島市の教育に関する大綱として定めさせていただきました。教育基本計画は、同じ時期に策定をいたしました北広島市第5次総合計画の目指す都市像として掲げた、希望都市、交流都市、成長都市の実現に向け、教育文化の分野からさまざまな施策が掲げられております。教育基本計画ではこの都市像の実現に向け、3人の偉大なる先人の生き方や考え方をベースに新たな時代を担う人間像を示しており、人づくり、私もこれまでに経験したことのない人口減少への対応や新たな視点でのまちづくりに向けて人材の育成は欠かせないものと感じているところであります。

時代を担う子ども達のために、よりよい教育環境の充実に努めるとともに、先ほど来、申し上げましたとおり人材育成という視点を大切にして教育施策を進めてまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまの内容にこだわらず委員の皆さんの意見がありましたら、お伺いをしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

松本委員長

それじゃあ、私の方から、今の市長の基本的考え方を踏まえて意見を述べさせていただきます。

子ども達の学力とかの低下というのをどういうふうに考えていくかということと、あわせて心身共に強くて、仲間との助け合いだとか、あるいは主体性、行動力、いわゆる社会性や生きる力みたいなものをどういうふうに身につけていくかという

ことですね。学力と体力の問題は、これまでも課題であり、北広島市においても取り組んできているところなんです、いわゆる社会性だとか、生きる力、学力を含めてですけど、どうしてなかなか克服できないのかという本質的な問題意識で、学会だとか、あるいは教育、保育関係の実践者がいろいろ研究しているところ、やはり乳幼児期からの遊び環境ですね。とりわけ、外遊び、自由に走り回ったり木登りしたりという、そこで危機を回避するだとか、あるいはほかの子ども達を助けるだとか、そういうわれわれが子どもの頃、普通にあったようなことが、決定的に不足している。もう一方で乳幼児期からの読書ですね。学力との関連では。本に親しんだり集中して読むということも大事だというふうにされておりますけど、まずは遊び環境、体験が不足しているということに起因しているところがかかなり大きいのではないかということになってきておまして、そのことが世田谷区のプレイパークだとか、鳥取県智頭町の「森のようちえん」だとか、あるいは保育園・幼稚園関係者が今取り組み始めている「野育を推進する会」みたいなことが注目をされているゆえんだと思います。

将来的には、市内の公園ですとか、園庭などですね。そんな観点で、整備していくということが考えられると思いますが、当面、たとえばレクの森が大幅に改修、取り直しをしなければならない時期でもありますので、とりわけ、今申し上げた乳幼児期、小さな子ども達が自由闊達に遊べるような、そんなような環境を検討して、整備していただくと。学校は学校で、教育委員会は教育委員会で児童生徒のそういう体験をできるだけ多くするようなことを考える。そんなようなことを整備していくということが、冒頭の挨拶で述べられた、子育て世代を中心とした定住にもつながっていくのかなあと気がします。このあたり、今後の検討に加えていただければと思います。

上 野 市 長

多分、北広島の公園というのは全道的にも相当多いというふうに位置付けられております。今、公園を造ってから相当数たっているということで改修をしておまして、児童公園だとか近隣公園だとか、市内には224の公園緑地がありまして、順次、地域の皆さんのお話を聞きながら公園の改築工事を行っているところで、レクの森は、これは北広島の魅力であり財産であるというふうに思っております。

歴史を振り返りますと明治の32年に野幌原始林1,000ヘクタールを全部払い下げるといった時に、和田郁次郎さん方が大反対をして残っているのが、今この野幌の原始林でありまして、51年に林野庁のレクの森の指定を受けて、56年から5年で整備をしております。

研修棟とか炉場、24ポイントあるアスレチックの、それから林間広場だとか冒険の森、いろいろ整備をしてきておまして、結構、近々からも人気の場所だと私は思っております。ですから、ああいうところに小さなお子さんを連れて行くと、やっぱり喜ぶんでないかなと思っておりますが、ただ、築35年ほど経っておりまして、遊具等も老朽化も進んでおまして、今、全体的な見直しをして、どのようなこと

がいいかということで、これから見直しをする予定をしておりますので、そういう中で、今言われたようなことで考えていきたいなというふうに思っています。

年間、大体1万2,000人ぐらい利用しております。夏、冬あわせて活用されておりますので、まちから近いというようなことでありますので、これからも、この財産を大切にしていきたいなというふうに思っております。

佐藤委員 それに付随して、旧島松駅通ですとか、今言ったレクの森ですとか、知新の駅ですとかは、まだまだPRが足りないような気がしますし、逆に今おっしゃったレクの森なんかは、近隣のかたにはとても良いのかも知れないですけど、市の中で考えるとまだまだ活用されていない。もしくは知らないというかたが多いと思うんですね。つまり、北広島以外のかたも引っ張って来るといふ部分と、市民のリピーターという部分も含めて、市として今後どう進めていくのか。どうPRしていくのかという部分も、ちょっとお聞かせいただければと思います。

上野市長 シティセールスで北広島の魅力というのを今、盛んにやっております。それもそうですけども、子ども達、たとえば3年生の遠足はあそこに行くだとかということをやることによって、くちコミでも相当広がるのではないかなというふうに思っております。今、駅通だとか北広島の魅力というものを、動画でもやっていますけども、さらにいろんな手法を使って、PRしていきたいというふうに思っております。

駅通には、年間7,000人ぐらい。冬は閉めていますけどもね。北海道では一番古い駅通でありますし、また、中山久蔵さんの自宅として使われているということもあつたりして、非常に重要な史跡だというふうに思っております。

将来に向けて、あの駅通の近辺をどのようにするかというのは、これからの課題なんです。

佐藤委員 今の状態だと、リピーターは少ないかなという気もしますし、行って魅力的なものという部分で、史跡としては価値があるのかも知れないけれども、それ以外となると、やっぱり見て終わりという部分がちょっと多過ぎるなという気がするんですよ。もうちょっとPR、宣伝を考えた方がいいのかなという気がします。

松本委員長 先ほどの、子ども達が自然の中で遊ぶといつても、やはりそれはリーダーとか、手出しし過ぎず、口出しし過ぎない指導者みたいな存在が、どうしても不可欠になってくるような気がしますし、今、佐藤さんおっしゃる史跡等の施設を市外へのPRということだけではなくて、市民が有効に活用していく上では、学校教育の中ではそれなりの位置づけだとか、先生の指導もあるかもしれません。その他、やはり市民の中で、そういうことにこだわってリードしていくような、そういうようなソフト面の構築という充実策が多分、必要なんでしょうね。

上野市長 教育委員会で、まちを好きになる市民大学というのをもう2年間やっていて、そのOBの人達がようやく、今、北広島市の史跡というものの紹介だとか、いろいろやっていただいて、これからすごく期待はしているところです。

大山委員 今回の点に通じるところもあるんですけども、2件ありまして、まず子育て環境の充実というところで、家庭は子どもの健やかな成長の基盤になると言われており、その生活環境もいろいろとあると思いますが、今、地域とのつながりが希薄化していたり、お母さん方同士とのつながりも希薄化していたり、小学校に上がる前までの間、なかなか集まれるような場所がないという話を聞くことがあります。

それ以外にも、身近な子育ての支援を受けたりですとか、子育ての仕方を教わったりとかという機会も増えると思いますので、若いお母さん方が、あるいは子ども達が、身近に集えるようなそういう環境があると、若い世代の人がたも北広島市に移って来やすい。そして高齢者の方々もそこに集えるような仕掛けをしていくと、一緒に集って話し合いも出来るんじゃないかなと思います。団地地区に「ふれて」という施設があるのを聞いていますけども、そういうある面では世代を越えた交流が出来るような環境づくりというのが大切ではないかなと思っていて、特に具体的に僕が思っているのは、川下公園にある、子ども達が遊びに来て、また高齢者の人がたも運動しに来て、という、内外から集まって、常に人で溢れているような、そういう場所があると、子育てしやすいんじゃないかなと。そのような環境づくりについてお考えをお聞きしたいなと思います。

上野市長 福祉施設が、今いろんな施設を持っていますけども、その中で地域の方々が集まれる場所、サロンみたいなスペースを大体つくっていただいていますので、地域の高齢者の皆さんも、そこでいろんな活動の中で子ども達のためだとか、子どものそういう相談事項も行ってございまして、これは徐々に広がるんじゃないかなと思っております。また市では、民間の事務所を借りて、子育て支援センターをつかって、そこで保育所に行けない、行かないかただとか、小さいかたの相談だとかをやっております。また、全市ではないんですけども、そういう活動をしております。今年から子育て支援コーディネーターという専門職を1人置きまして、さまざまな相談に対応していくということにしてございまして、今、庁舎建設をしますけども、その1階に子育て支援センターを入れるということでもあります。将来的には市内各地区で、そういうことをしていかなければならないかなと考えています。

大山委員 もう1点あるんですけども、今、北広島市の子ども数も減ってきて、高齢化が進んで、今はいいんですけども、行く行くは、もしかするとゴーストタウンになりかねないということも考えながら、そこで1つ、北広島市のグローバル化ということをちょっと考えてみました。今、少子高齢化の影響を受けて、北広島市の小

学校、中学校の児童生徒が、本年、27年度に入って5,000人を初めて切りまして、団地地区を中心に減っていますけれども、これから徐々に北広島市内の各地でそういうことが起きていくと、つまりそれは空洞化現象じゃないかと思うんです。そこで、北広島市は立地的には海外の玄関口である新千歳空港と札幌都市部との中間地点にありますし、また、緑も多いという恵まれた住環境もありますので、札幌市内で働く外国人世帯の方々を呼ぶですとか、今いろいろ大曲地区とかでも企業誘致を行っていますけれども、そこでの外国人雇用を促進するような計画を立てるですとか、ちょっと外国人世帯のかたを受け入れるということによって、外国人も子どもさんも増えていくと思うんです。それによって小さなうちから海外の異文化に触れることによって、お互いを認め合ったり、尊重し合ったりして、小さなうちからグローバル化に向けて、身近にとらえていけるんじゃないかなと。それに、徐々に外国語教育などが充実するなどして、そういうシティセールスというんでしょうか、北広島市ではこういうグローバル化を推進していますよということによって、またそういう若い人がたが集まって来たりとかってということも、有効な施策になるんじゃないかなと思うんですけれども、どのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

上 野 市 長

人口が減るから移民でどうかというようなことで、先進国で結構そういうのをやっているところがありますよね。ありますけども、やっぱり課題もあるということのようです。北広島市だけではなくて、やっぱりまずは国がそういうことを本格的に検討するべきではないかとは私は思っております。

市内には、今、住民登録をされている方が144人、中国やイランとかいろんなところからきており、違和感なくお付き合いしているのではないかと思います。全国では、実際はそれ以上いるんだと思うんですけども、200万人以上のかたが、北広島市と同じように住民登録をして仕事をしたり、生活しているところでありまして、傾向としては大変な数で増えているんでないかとは思いますが。ただ、将来的にわが国で外国人をどの程度まで受け入れていいのかが、これから本格的に議論すべきテーマではないかと思っています。市内では結構、大曲地区が多いんですかね。住んでいるかたがね。住民登録は、全部していますからね。

佐 藤 委 員

実際、大曲地区のうちの町内にもいるんですけど、逆に、周りがコミュニケーションとれないんですね。向こうは母国語を喋るし、こっちは日本語しか喋れない。そうなるとうち内会としても、子ども会としても、学校としても、どう対処していいかわからないというのが、これはちょっとありますよね。そこに橋渡しをする人も、やっぱりいないんですよ。そうなるとうちなるかということ、子どもの方が学校で覚えてきた日本語で通じる。となると、周りというのが、子どもを通じて話をするという状況も確かにあるんですよね。そこら辺もこれから考えていかなきゃいけないのかなって。

上野市長 やっぱりコミュニケーションですね。

佐藤委員 町内会に入ってくれないですね。そうすると、隔離されちゃうんですよ。ごみの問題とか、町内での何かするといっても、やっぱりまだまだ入っていけないんですよね。

大山委員 そういうことで困っている外国人のかたは大勢いるんじゃないかと心配されるんですけども。「北広島市では、そういうことが軽減されますよ」というような環境づくりというのは、ちょっと時間をかけながらでないと、なかなか正直そうかもしれないですね。

上野市長 市内に国際交流の団体がありまして、毎年、カナダとの交流をやっております。1年おきに行って、次の年はこっちに来てもらうということで。そういうところに行くと、子どもさんが大人になった時に、海外でいろんな仕事をするという方も増えて来る。そういうことを積み重ねていかないと、なかなか難しいのかもしれないですね。

吉田教育長 学校教育でも、国の指導要領の改訂が近づいております、ご承知のように5・6年生は外国語教育をやっています。今度は、3、4年生まで下がって、英語を中心にシフトしていくんですね。そうすると、学校教育でも市民だとか子どもが外国語を使う機会を増やしていくことによっても、そういうサポート、ベースづくりにもつながるのかなと思いますし、一方、今いるかたが困っているのであれば、それをサポートするような人を、あるいは教育委員会だけで言えば、ALTの方に活躍していただくとか、そういうことは、方法論としては、微力ではあるけども、いろいろ工夫できる余地があるかなあというふうに思います。

上野市長 やっぱり語学ができれば、いいですね。市の職員にも結構、英語はもちろん中国語もできる職員もいます。

佐藤委員 英語ならいいですね。でもいろんな国から来ちゃったら、いろんな言葉をわからないと、多分無理だろうと。いくら英語を習ったとしても、例えば、英語が話せないロシア人には通じないですね。なかなか、意思の疎通を図るのは難しい課題ですね。

上野市長 その点、子どもは早いですよね。

佐藤委員 早いです。ただ、慣れるまで、ある意味コミュニケーション力つかないんですよ

ね。そうなる、下手したらいじめになる可能性もあるという危険もはらんでいる。

石井委員 私の方は給食のことなんですけれども、北広島市の給食は割と評判が良いんですけど、それでもまだ、残す量が結構あるんですよ。これは栄養士さん達も一生懸命努力して下さっているということがあるんですけども、親達も忙しいので、美味しいものとかあんまり手の込んだものもなかなか出来なく、それで、やっぱり子ども達の好きなものを食べさせているというような、そういう傾向も多分あると思うんですね。それで、ちょうど、食育というところで栄養士さんの力を借りて、栄養士さんと親とで、そういう何か食育のそういうなんというんでしょう、つながりとかそういうようなことを行っていくというようなお話はないでしょうか。

上野市長 やっぱり今の子どもって、残しますよね。

石井委員 はい。

上野市長 私が通った小学校は珍しく自校式の給食でありまして、給食のおばさんのことを考えながら、残すのはあの当時だからなかったと思うんですけども。先生方も管内では、北広島の給食が一番おいしくて言っていますけれども、やっぱり、残るのはこれは、どうなんですかねえ。家庭で美味しいものばかり食べているのか(笑)。やっぱり、バランスよくやっても食べられない食材が出たら、きっと食べないんでないかと思うんですよ。

石井委員 やはりおいしくないんですよ。残すのは。

上野市長 そういうことから、食育というか、教育の方で、もうちょっとこう、残さないような工夫が要するという事かもしれませんね。
栄養士さんにもさらに努力していただいて。

石井委員 やっぱり残すということは、おいしくないということなんじゃないかと思うんですよ。そこら辺の献立を考えていただくとか、また、そういうのをお母さん達に、いろいろと発信していただくとか。

上野市長 私、ものを食べておいしくないと思ったことがない(笑)。いずれにしても給食を巡ってはいろんな課題がありそうですね。

松本委員長 いろんな地域で、今、石井委員がいわれたような、栄養士さんなんか中心になって、地域のお母さん達と子ども達の食事とか健康面からの勉強会みたいなことをやったり、一緒に町場に出て行って作っているという、そういう実践例がっぱ

いありますね。恐らくそのようなことが、ひとつあってもいいかなというお話だと思えます。あわせまして、先ほど話したように、残す、残さない、小食だとかというようなこともあるけれど、さっきの「森のようちえん」じゃないけど、大体そういうふうに、びっちり遊んでいたら6時か7時に寝るんだよね。で、めちゃくちゃ食べるんですよ、やっぱり。つまり、へなへなとした遊びだとかゲームだとかテレビばかり見ていると、腹も減らないし、好き嫌いもできたり、そんなことがあるらしいので、やっぱりもっともっと外を走り回って、6時、7時になったら目が開かないぐらい、疲れ果てるぐらい遊ぶということが、足りないんじゃないですか、ということらしいです。まあ、身体を動かすことと食生活の両面がありますね。

吉田教育長

今、いくつか話題が出ましたけども、今日はこういう会議を開いていただいて、意見交換が出来るということで大変ありがたいなと思っています。

先ほど市の教育委員会の教育基本計画を大綱としていただきましたので、その実現に向けて、今後、鋭意、努力していきたいなと思っています。

また、どの世代でも目標や夢を持って、子どもも大人も北広島市で豊かに生きて行けるように、生涯学習の視点を教育委員会としては努力していかなくちゃならないなというふうに思っています。それは、きっと最後は市民協働ということにつながっていくのかなと思っています。

そういう市民への、教育を通したさまざまな情報や活動の提供ということを通じていきたいなと思っていますし、学校教育に目を移しますと、発達段階を十分考慮して、9年間で子ども達をどういうふうに育てていくかという視点を大事にしていきたいなと思っています。

小学校と中学校は、発達段階ももちろん違うので今までは関わりが薄かったんですけども、そこは1つの垣根も必要なんですけども、9年間というスパンで子どもがどう成長していくのかということをしちっと学校もとらえて、あるいは地域のかたにも理解していただいて、教育をしていくことを大事にしていきたいなと思っています。

それが結果として学力だとか、意欲だとか、体力だとか、先ほど委員長の方からお話がありましたような社会性を育てていく時、その学年学年で努力するだけではなく、9年間でどう、結果ということを見取っていく学校教育になるようにしていかなきゃならないと思っています。

北広島は、大志のまちといわれていますし、そういう夢や希望を持って、大人も子どもも育つまちになっていくように努力したいなと思っています。

また、日頃、いろいろご指導、ご理解をいただいております、ICT環境がやっぱり、管内で一番なんですね。そういう意味で、今後も情報化社会になっていきますので、今後ご理解いただければなというふうに考えています。

いずれにしても、教育は国民や市民にとって、未来へつないでいく、あるいは夢を紡ぐ、そういう事業だと思いますので、ぜひ今後とも市長、あるいは市側の

ご理解とご支援をお願いしたいなというふうに思います。ぜひ今後ともよろしくお
願いしたいと思っています。

以上であります。

上 野 市 長

それでは、他にないということでもありますので、本日はこれ位にいたします。こ
れからも定期的に総合教育会議を開催させていただきます。

教育委員の皆さん方におかれましても、さらに連携協力、そして議論をさせてい
ただければというふうに思っているところであります。

これもちまして、第1回の総合教育会議を閉じさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

終了時間16時10分